

令和2年9月3日

市内障害福祉サービス事業者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

日頃から本市の障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分の決定をいたしました。

公費を財源として運営されている制度において、不正に報酬請求し、受け取ることは、利用者の信頼を失うのみならず、制度に対する市民の信頼を損ないかねないため、絶対に許されることではありません。各事業者におかれましても、運営基準をはじめとした法令を遵守し、適正な事業運営を行うよう、一層の徹底をお願いします。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

事業者の名称	代表取締役	所在地
A-L-L株式会社	青木 岳弘	名古屋市中区金山二丁目6番14号

(2) 事業所

事業所の名称	事業所所在地	サービスの種類
エール名古屋	名古屋市中区金山二丁目6番14号 HATビル3階	就労移行支援

2 処分の内容

法に基づく処分

決定した処分	効力発生日
指定取消し	令和2年10月1日

### 3 処分の原因となる事実

- (1) 指定申請に当たり、サービス管理責任者の実務経験を満たしていないにもかかわらず、実務経験を満たすとの虚偽の申請をし、指定を受けた。(法第 50 条第 1 項第 8 号に該当)
- (2) 指定当初からサービス管理責任者を配置できていないにもかかわらず、人員欠如減算を適用せず、給付費の請求を行った。また、個別支援計画が適切に作成できていないにもかかわらず、個別支援計画未作成減算を適用せず、給付費の請求を行った。(法第 50 条第 1 項第 5 号に該当)

### 4 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、当該給付費の 40% を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者にも命じ、これを徴収します。

不正を行った期間	平成 25 年 4 月から令和 2 年 3 月まで
不正請求額 (A)	22,360,289 円
加算金 (B)	22,360,289 円 × 40% = 8,944,115 円
返還金額 (A+B)	31,304,404 円

※他に本市以外の市町村に係る不正請求額が 2,929,332 円 (概算) あり、当該市町村には連絡済みです。

### 5 欠格事由該当者

- (1) 青木 岳弘 (代表取締役)
- (2) 大島 美紀 (取締役、管理者)

#### 【担当】

指定指導係 (指定担当) (052) 972-3965  
指定指導係 (指導担当) (052) 972-2578